

# 成長サポート資金の概要

成長サポート資金（事業承継支援枠、観光振興対策枠）	
融資対象	<p><b>（事業承継支援枠）</b>                      県内に居住又は県内に事業所を有する中小企業者であって、県内で信用保証協会の定める対象業種に属する事業を承継しようとする方（事業承継後5年未満の方を含む）のうち、下記のいずれかに該当する方</p> <p>1. 経営承継円滑化法に基づく知事の認定を受けた方                      ※認定を受けた中小企業者の代表者を含む</p> <p>2. 会社又は個人事業主から、事業の一部又は全部を承継する方（親族、従業員、会社など）で、事業承継計画書を定める方</p>
	<p><b>（観光振興対策枠）</b>                      外国人観光客の集客や新サービスの提供など「おもてなし充実」への取り組みに関する事業計画を定め、不特定多数の方が利用する下記の対象施設の整備・改修を行う方</p> <p>※対象施設</p> <p>①宿泊施設（ホテル、旅館、民宿 など）                      ②温泉保養施設（露天風呂、クアハウス など）                      ③交通施設（観光貸切バス、遊覧船 など）                      ④休憩食事施設（レストラン、ドライブイン、観光会館 など）                      ⑤観光土産品販売施設（土産物店 など）                      ⑥その他（不特定多数の方が利用する観光施設と認められる施設）</p>

成長サポート資金	事業承継支援枠	観光振興対策枠
資金使途	運転資金・設備資金	
融資条件	融資限度額	設備資金 1億円以内 運転資金 8,000万円以内
	融資利率	年1.20%以内
	保証料率	年0.45%~1.30% 【責任共有制度】
	融資期間	設備資金10年以内（建物取得等は20年以内）（据置1年以内） 運転資金10年以内（据置6ヶ月以内）
	償還方法	均等分割償還
	保証人・担保	和歌山県信用保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による
	申込先	取扱金融機関

※ この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資については金融機関が、また保証については信用保証協会が資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承下さい。

## 申込必要書類

	成長サポート資金	
	事業承継支援	観光振興対策
①借入申込書（別記第4号様式）	3通	3通
②申込みを行う株式の価格を証する書類（株式を取得する場合）	1	—
③事業用資産等の登記事項証明書（不動産に限る）及び事業用資産等の価格を証する書類（事業用資産を取得する場合）	1	—
④相続、遺贈又は贈与により取得した事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載した書類（税金支払いのための資金が必要な場合）	1	—
⑤経営承継円滑化法に基づく認定書の写（有効期限内のもの）	1	—
⑥経営承継円滑化法に基づく認定申請書の写	1	—
⑦事業承継計画書（別記第5号様式の2）	1	—
⑧事業計画書（別記第5号様式の3）	—	1
⑨建築確認申請書、見積書又は契約書等の写（設備資金申込時のみ）	1	1
⑩納税証明書（県税に未納がないこと） （3か月以内のもの）	1	1
⑪前期決算諸表の写（法人のみ） 前期所得税の確定申告書の写（個人のみ）	1	1
⑫法人登記事項証明書（法人のみ） 住民票（本人記載のもの（本籍地不要）個人のみ）（3か月以内のもの）	1	1
⑬印鑑証明書（3か月以内のもの）	1	1
⑭事業の開始に際して主務官庁の許認可等を必要とする業種については、当該許認可証等の写し （有効期限内のもの）	1	1
その他、協会及び取扱金融機関が必要とする書類	1式	1式